



愛媛労働局発表  
平成27年4月27日

【担当】

愛媛労働局雇用均等室

室長 藤田 恭子

地方機会均等指導官 渡辺 園子

(電話) 089(935)5222

(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位

平成26年8月以降、子育てサポート企業として4社を認定！！

4月1日から新たな「くるみん」「プラチナくるみん」がスタート！！

愛媛労働局（局長 天野 敬）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、平成26年8月1日から平成27年3月31日までの間に、医療法人団仲会奥島病院、芙蓉海運株式会社、株式会社あわしま堂、医療法人弘友会の4社を、育児休業制度等を利用しやすく、子育てしやすい職場環境整備に取り組んだ企業として認定しました。

医療法人団仲会及び医療法人弘友会は2回目であり、愛媛県内の認定企業は32社となりました。

平成27年4月1日から、改正次世代法が施行され、認定マーク「くるみん」が新しくなり、認定企業の中でも特に優良な企業に与えられる「プラチナくるみん」が誕生しました。

○ 認定企業の取組内容

**医療法人団仲会 奥島病院（松山市）** 業種：医療業 労働者数：183人

認定日：平成26年8月8日

- ★ 男性の育児休業取得促進を全職員に周知・啓発。中学生に対する職業体験の機会を提供。

**芙蓉海運株式会社（新居浜市）** 業種：海運業 労働者数：10人

認定日：平成26年12月19日

- ★ 法を上回る子の看護休暇制度の紹介や年次有給休暇の取得促進のための業務体制の見直しを行なった。産前産後休暇・育児休業取得者の復帰支援のために相談窓口を設置するとともに休業中には会社の近況報告等を実施。

**株式会社あわしま堂（八幡浜市）** 業種：製造業 労働者数：773人

認定日：平成27年1月29日

- ★ 男性の育児休業取得の促進のため、育児休業の初日から5日間を有給とし、積極的な取得を勧奨。小学校未満の子を持つ従業員のための短時間勤務制度を導入。年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日間以上とし達成。

**医療法人 弘友会（大洲市）** 業種：医療業 労働者数：240人

認定日：平成27年3月30日

- ★ 出産後の体調の回復を図るため、事業所内保育施設で、上の子どもを預けることができるようにした。誕生月や家族の記念日などのある月に年次有給休暇を取得するよう勧奨。

## ○ 次世代法に基づく認定とは

次世代法第13条に基づき、事業主は一般事業主行動計画を策定・届出し、計画に掲げた目標を達成したことなど、一定の基準を満たす場合、申請により都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品、求人票等に表示し、子育てサポート企業であることをアピールすることができるほか、税制優遇制度の適用も受けられます。



愛称：くるみん



愛称：プラチナくるみん

### 添付資料

1. 認定企業の実施内容（1-1～4）
2. 認定基準（旧2-1、新2-2）
3. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
4. 「くるみん」の活用方法、取得のメリット
5. くるみん通信「いまやろ！ くるみん」No.6、7（5-1、5-2）